

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術

区分1に分類される手術

	手術件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術

	手術件数
ア 靭帯断裂形成手術等	1
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術等	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術

	手術件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

区分4に分類される手術

	手術件数
胸腔鏡下手術・腹腔鏡下手術	0

その他の区分に分類される手術

	手術件数
ア 人工関節置換術	44
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ 冠動脈・大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び、体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術	0
・急性心筋梗塞に対するもの	0
・不安定狭心症に対するもの	0
・その他のもの	0
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	0
・急性心筋梗塞に対するもの	0
・不安定狭心症に対するもの	0
・その他のもの	0

（実施期間：2024年1月1日～2024年12月31日）